

国民健康保険料における延滞金徴収の運用開始について

1. 目的

品川区の国民健康保険料の平成30年度の現年度収納率は、92.32%と多くの加入世帯が納付している状況であり、未納付世帯に対しては催告・納付相談等を行い保険料確保に努めている。

しかしながら、国民健康保険財政は、被保険者の減少や一人あたりの医療費が増加するなど厳しい状況にある。医療費の削減とともに財源となる保険料の確保に努めることが重要となっており、加入世帯の負担の公平性を確保するためにも、延滞金の運用を開始する。

2. 概要

(1) 根拠

国民健康保険法第79条の2、および地方自治法第231条の3第2項、品川区国民健康保険条例第22条

(2) 対象および開始時期

令和2年度賦課分(4月1日)

(3) 対象外

期別金額2,000円未満、または延滞金1,000円未満は延滞金を徴収しない。

(4) 延滞金計算

年14.6%(はじめの3カ月は7.3%)

ただし、特例基準割合を適用し年8.9%(はじめの3カ月は2.6%)

(5) 想定徴収金額(令和2年度)

1,200,000円

(6) 周知について

リーフレット(「わかりやすい国保」、「こんにちは国保です」)や品川区ホームページ等で周知を行う。